

警察署における更新免許の即日交付が廃止されます

■即日交付が廃止される警察署

- ▽五條警察署
- ▽中吉野警察署

■即日交付が廃止される日

平成19年3月31日

■更新時講習の取り扱いの変更（平成19年4月からおおむね1年間）

①月、水、金曜日（現行の即日交付日）に更新申請を行う場合

申請を行った当日に講習を受け、後日（おおむね3週間後）に新しい運転免許証が交付（郵送、代理受領可能）されます。

②火、木曜日（現行の即日交付日以外）に更新申請を行う場合

更新手続きを行い、後日（おおむね3週間以降）に講習受講日の指定を受け、指定日に講習を受けた後、新しい運転免許証が交付されます。

■その他

① 講習時間帯（ただし講習日は毎週月、水、金【祝日および12月29日から1月3日までを除く】となります。）

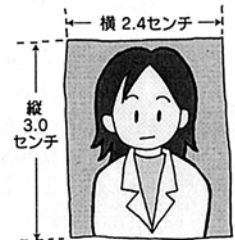
- ▽優良運転者 午前9時30分～10時、午後1時30分～2時
- ▽一般運転者 午前11時～正午、午後2時45分～3時45分

② 更新申請時に必要なもの

▽平成19年4月以降、免許証用写真（縦3cm×横2.4cm）1枚が必要となります。

※ 各自で必ず用意してください。

■問合せ先 五條警察署 ☎23・0110



五條警察署 駐在所移転のお知らせ

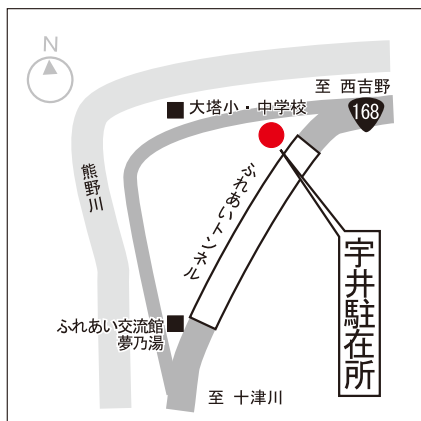
長年親しまれてきた大塔町辻堂所在の「辻堂駐在所」は、築後約29年が経過し、老朽化も著しいため、宇井地区の旧関西電力宇井出張所を借り上げ11月17日に仮移転しました。

これに伴い、辻堂駐在所として名称を継続することがないため、名称を「辻堂駐在所」から「宇井駐在所」に変更します。

新所在地は「五條市大塔町宇井192番地の2」で、電話番号は従来どおり（☎36・0008）です。

今後とも、警察活動にご理解、ご協力をお願いします。

■問合せ先 五條警察署 ☎23・0110



飲酒運転は凶悪犯罪です！

これから年末年始を控え、お酒を飲む機会が多くなることが予想されます。

全国各地では飲酒運転による悲惨な事故はあとを絶ちません。

飲酒運転は悪質な反社会的な犯罪行為です。

したがって、罰則も非常に厳しくなっています。

「飲んだら乗るな 乗るなら飲むな」

をモットーに皆さんで五條市から飲酒運転を追放しましょう。

◎ 酒を勧めたり同乗していた人も罪になります。

悪質な飲酒運転は、運転している人が罰せられるだけではなく、車を運転することがわかっている人に、酒を勧めたり同乗していた人にも、飲酒運転幫助（ほうじょ）罪で最高50万円の罰金が課せられます。

◎ 酒を提供した飲食店も罪になります。

同じように、車を運転することがわかっている人に、酒を販売した飲食店の責任者についても、飲酒運転幫助罪で罰金が課せられます。

■問合せ先 五條警察署 ☎23・0110